

規 則

○国家公安委員会規則第二号

警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

犯罪捜査規範（昭和三十三年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

（犯則事件の通知等）

第七十三条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の法律により通告処分認められている犯則事件のあることを知つたときは、警察本部長又は警察署長に報告してその指揮を受け、速やかに、その旨を当該事件につき調査の権限を有する職員（以下「調査職員」という。）に通知するものとする。

2 調査職員から、調査のため臨検、捜索又は差押えを行うに当たり、援助の要求を受けたときは、必要な援助をしなければならない。

（犯則事件の告発）

第七十四条 犯則事件について調査職員から告発を受けたときは、その捜査を行わなければならない。この場合においても、常に調査職員と緊密に連絡をとるものとする。

（犯則事件の要急捜査）

第七十五条 犯則事件について、直ちにその捜査を行わなければならない証拠の収集その他事後における捜査が著しく困難となるおそれがあると認められるときは、未だ調査職員の告発がない場合においても、捜査し、その結果を調査職員に通知しなければならない。

（調査職員への連絡）

第七十四条 通告処分の認められている犯則事件に関する領置物について廃棄又は換価の処分をするに当つては、あらかじめ、調査職員に連絡しなければならない。

（領置に関する規定の準用等）

第七十五条 第九九条（任意提出物の領置）第一項後段、第二項及び第三項並びに第十條第二項から第十七条まで（遺留物の領置、原状のままの領置、廃棄等の処分、還付の公告、廃棄処分等と証拠との関係、調査職員への連絡、領置物の還付等の相手方の調査、領置調査への記載、証拠物件保存簿）の規定は、差押え及び記録命令付差押えを行う場合について準用する。この場合において、第十條第二項及び第十六条中「領置調査」とあるのは、「差押調査又は記録命令付差押調査」と読み替えるものとする。

2 〔略〕

改 正 前

（犯則事件の通知等）

第七十三条 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の法律により通告処分の認められている犯則事件のあることを知つたときは、警察本部長又は警察署長に報告してその指揮を受け、速やかに、その旨を当該事件につき調査の権限を有する官吏又は吏員（以下「収税官吏等」という。）に通知するものとする。

2 収税官吏等から、調査のため臨検、捜索又は差押えを行うに当たり、援助の要求を受けたときは、必要な援助をしなければならない。

（犯則事件の告発）

第七十四条 犯則事件について収税官吏等から告発を受けたときは、その捜査を行わなければならない。この場合においても、常に収税官吏等と緊密に連絡をとるものとする。

（犯則事件の要急捜査）

第七十五条 犯則事件について、直ちにその捜査を行わなければならない証拠の収集その他事後における捜査が著しく困難となるおそれがあると認められるときは、未だ収税官吏等の告発がない場合においても、捜査し、その結果を収税官吏等に通知しなければならない。

（収税官吏等への連絡）

第七十四条 通告処分の認められている犯則事件に関する領置物について廃棄または換価の処分をするに当つては、あらかじめ、収税官吏等に連絡しなければならない。

（領置に関する規定の準用等）

第七十五条 第九九条（任意提出物の領置）第一項後段、第二項及び第三項並びに第十條第二項から第十七条まで（遺留物の領置、原状のままの領置、廃棄等の処分、還付の公告、廃棄処分等と証拠との関係、収税官吏等への連絡、領置物の還付等の相手方の調査、領置調査への記載、証拠物件保存簿）の規定は、差押え及び記録命令付差押えを行う場合について準用する。この場合において、第十條第二項及び第十六条中「領置調査」とあるのは、「差押調査又は記録命令付差押調査」と読み替えるものとする。

2 〔同上〕

2 1

この規則は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。廃棄処分書及び換価処分書の様式については、改正後の犯罪捜査規範別記様式第十号及び別記様式第十一号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第11号（犯罪捜査規範第113条）

換 価 処 分 書				
年 月 日				
警察署				
司法警察員				
被疑者 に対する 被疑事件に関する下記押収物につき、 次のとおり換価処分をした。				
処分をした年月日	年 月 日 午 時 分から 午 時 分までの間			
時 及び 場 所				
処分をした押収物	品 名	数 量	基 準 単 価	換 価 額
				合計
換 価 処 分 を すべき 理 由				
処分前に写真、見取図、模写図又は記録を作成したときは、その旨				
押収物の一部を保存したときは、その状況				
買受人の住居、職業、氏名、年齢				
犯罪事件について調査職員に連絡したときは、その者の所属官公署名、官公職氏名				
立会人の住居、職業、氏名、年齢				
その他参考となるべき事項				

(用紙 日本工業規格A4)

別記様式第10号（犯罪捜査規範第113条）

廃 棄 処 分 書	
年 月 日	
警察署	
司法	
被疑者 に対する 被疑事件に関する下記押収物につき、 次のとおり廃棄処分をした。	
廃棄した年月日時及び場所	年 月 日 午 時 分から 午 時 分までの間
廃棄した押収物の品名及び数量	
廃 棄 処 分 を すべき 理 由	
廃棄前に写真、見取図、模写図又は記録を作成したときは、その旨	
押収物の一部を保存したときは、その状況	
処 分 の 結 果	
犯罪事件について調査職員に連絡したときは、その者の所属官公署名、官公職氏名	
立会人があつたときは、その者の住居、職業、氏名、年齢	
その他参考となるべき事項	

(用紙 日本工業規格A4)

別記様式第11号（犯罪捜査規範第113条）

換 価 処 分 書				
年 月 日				
警察署				
司法警察員				
被疑者 に対する 被疑事件に関する下記押収物につき、 次のとおり換価処分をした。				
処分をした年月日	年 月 日 午 時 分から 午 時 分までの間			
時 及び 場 所				
処分をした押収物	品 名	数 量	基 準 単 価	換 価 額
				合計
換 価 処 分 を すべき 理 由				
処分前に写真、見取図、模写図又は記録を作成したときは、その旨				
押収物の一部を保存したときは、その状況				
買受人の住居、職業、氏名、年齢				
犯罪事件について収税官吏等に連絡したときは、その者の所属官公署名、官公職氏名				
立会人の住居、職業、氏名、年齢				
その他参考となるべき事項				

(用紙 日本工業規格A4)

別記様式第10号（犯罪捜査規範第113条）

廃 棄 処 分 書	
年 月 日	
警察署	
司法	
被疑者 に対する 被疑事件に関する下記押収物につき、 次のとおり廃棄処分をした。	
廃棄した年月日時及び場所	年 月 日 午 時 分から 午 時 分までの間
廃棄した押収物の品名及び数量	
廃 棄 処 分 を すべき 理 由	
廃棄前に写真、見取図、模写図又は記録を作成したときは、その旨	
押収物の一部を保存したときは、その状況	
処 分 の 結 果	
犯罪事件について収税官吏等に連絡したときは、その者の所属官公署名、官公職氏名	
立会人があつたときは、その者の住居、職業、氏名、年齢	
その他参考となるべき事項	

(用紙 日本工業規格A4)